

## 巻頭言

# 建設工事における 最近の労働災害防止対策

田中正晴



建災防では、第13次労働災害防止計画に基づき、第8次建設業労働災害防止計画を策定し対策を推進しております。この稿では、この中期計画をベースとし、特に令和3年度において取り組みを進めようとする事項について紹介します。

第一に、建築物の解体・改修における石綿ばく露対策の推進です。石綿の全面禁止以前には、建築物等に石綿含有建材が使用されており、その解体及び改修のピークを迎えつつあることから、工事開始前の石綿の有無の調査及び届出について石綿障害予防規則の改正が行われました。石綿含有建材の有無等を事前に確認することが義務となりましたので、施行される令和5年10月までに、事前調査担当する調査者を育成する講習を全国的に展開することが急務となっております。そのため、一般建築物等を対象とする調査者育成用のテキストを策定すると共に、建災防都道府県支部での講習を実施するために、体制整備を進めております。

第二に、ずい道等建設工事における粉じん対策の推進です。粉じん障害防止規則及び「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」において、①換気装置等による換気の実施の充実、②粉じん濃度等の測定、測定結果の評価、評価に基づく措置の見直し、③ずい道等の掘削等作業主任者の職務の追加等の改正が行われました。特に、掘削時の粉じん濃度目標レベルが $3\text{ mg/m}^3$ から $2\text{ mg/m}^3$ と変更され、概念もピーク時の管理から一連の掘削作業における時間及び空間平均による管理に変わりました。建災防では関係者に活用されていた「ずい道等建設工事における換気技術指針」の改定作業を行い、新たな対応を周知することとしております。

第三が建設現場における化学物質対策です。建設業においては、爆発・火災等の危険性、急性毒性については、一定の理解が進んでいると思いますが、化学物質による慢性的な毒性についてあまり関心が払われていませんでした。しかしながら、特定化学物質障害予

防規則を軸とする労働安全衛生法令の改正により、化学物質の規制が建設工事にも及んでおります。MOCA(3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン;ウレタン硬化剤)の特殊検診項目追加、アスファルト、ポルトランドセメントのリスクアセスメント等の対象化、溶接ヒュームの特定化学物質第2類物質指定等です。化学物質に関する情報をしっかりと咀嚼出来ない中で、今後は色々な形で規制対象の有無に関係なく、そして急性、慢性毒性に関わらず建設現場に入ってくることは確実です。化学物質の特定とその危険有害性のリスクアセスメントさらにはその防護策について対応するため、建設業においても体制を整える必要があると言う認識の下、その検討を進めることとしています。

第四は、建災防独自の取組である「新ヒヤリハット報告」についてです。建設業のメンタルヘルス対策については、独自の「建災防方式健康KYと無記名ストレスチェック」から職場環境改善の推進を進めるという対策を進めています。さらにメンタルヘルス対策が、労働者の不安全行動とされていた事象の労働災害への処方箋としての有効性が確認され、その延長線上で、レジリエンスの発想の導入、労働災害が事前に回避された事象としてのヒヤリハットの位置づけの見直しを行いました。一方で、従来の労働災害防止対策であるSafety I(危険を排除することによる対策)とSafety II(危険の存在を前提とした上での対策)の二つの視点がある中で、両者を統合させた対策の手法として「新ヒヤリハット報告」の確立を図っています。今年度はこれを広めたいと考えております。

上記以外にも、建災防では労働災害防止に役立つICT技術の活用に関するデータベースの公開、中小の建設事業場向けのコンパクトコスモスの展開等も進めております。今後とも、建災防の活動に皆様のご理解ご協力をお願い申し上げます。